



2022. 10

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 中国企業が第一回WIPOグローバル・アワードを受賞
- 世界知的所有権機関、2022年世界イノベーション指数を発表
- カンボジアが中国関連意匠に対する認可登録加速プロジェクトを開始
- 弁理士登録人数が26,840人に
- 北京知識産権法院が『コンピュータソフトウェア著作権民事案件における当事者挙証マニュアル』を作成

06 サービスソリューション

- 特許侵害訴訟における否定的な特許権評価報告書の影響

09 典型事例紹介

- 中国商標審査においにおいて抜け駆け出願に関する判断

12 実務動向

- 中国が『ハーグ協定』に加入した後、どのような特別な規定があるのか

13 当社ニュース

- アリババがパナウエルを特許代理機構に選定

中国企業が第一回WIPOグローバル・アワードを受賞

2022年7月19日、世界知的所有権機関(WIPO)はスイス・ジュネーブの本部で第一回WIPOグローバル・アワードを授与した。中国蘇州瑞派寧科技有限公司(RAYCAN)と上海芯竜光電科技股份有限公司(SHYLON)が同賞を受賞した。

2009年に設立されたRAYCANは、放射線検出器と画面処理装置の開発・製造を専門としている。独自の研究開発に基づく新しいデジタルサンプリング技術を武器に、RAYCANはオールデジタル放射線検出・画像処理技術のリーダー的存在となった。RAYCANは知的財産権の発展と計画を非常に重視しており、中国、米国、日本、欧州などで、累計340件余りの特許を出願し、その中、170件余りが権利化された。これにて、デジタルPETの医用画像及び放射線検出器などの関連製品の順調な商業化を保障し、PETの世界での応用を推進している。

2010年に上海で設立されたSHYLONは、LED屋外建築、景観照明及び道路照明器具の設計、生産、販売を専門としている。SHYLONは、卓越した工業デザイン能力で、革新とシンプルなデザインの原則で、クラシックな品質を醸造している。SHYLONは、「国内一流、国際的に有名」なLED屋外景観照明ブランドに発展することに力を入れており、長年にわたり、「ワンブランド、グローバル市場、超高光学建築、Zoomneoカラーアルゴリズム、Anecastレーザープロジェクション」といった戦略的優位性を保ち、中国の工業情報化部が選ぶ「2021年技術先進

中小企業」に認定されている。

他の受賞企業にHydraloop(オランダ)、Lucence(シンガポール)、Splink(日本)の3社がある。

WIPOは、知的財産権を活用して世界にポジティブな影響を与えた企業や個人を表彰することを目的に「グローバルアワード」を設立した。第一回「グローバルアワード」に各国の中小企業組織が応募し、主に知的財産権のビジネス化の実績、企業の社会的影響力など複数の次元から審査が行われた。

情報元：世界知的所有権機関

世界知的所有権機関、2022年世界イノベーション指数を公表

世界知的所有権機関(WIPO)が2022年9月29日に発表した2022年グローバル・イノベーション・インデックス(GII)によると、スイス、米国、スウェーデン、英国、オランダが世界で最も革新的な経済国である一方、中国はトップ10まであと一步のところまで迫っていることが分かった。

世界の経済圏のイノベーション能力とアウトプットに関するGIIの年間ランキング「グローバル・イノベーション・インデックス」では、上位15位までのランキングでいくつかの重要な変化を示しており、米国が2位に上昇し、オランダが5位、シンガポールが7位、ドイツが8位、中国が1つ順位を上げて11位となった。カナダが世界の革新的企業上位15位(15位)に返り咲き、トルコ(37位)とイ

ンド(40位)が初めて40位以内に入った。そのほか、ベトナム(48位)、イラン(53位)、フィリピン(59位)が、イノベーションのパフォーマンスにおいてこれまでで最も急速に進歩している中所得国である。

毎年発表されるGIIの中心となるのは、パフォーマンスの評価指標で、132経済圏のイノベーション・生体系に対しランク付けを行う。GIIは、世界中の官民のデータソースから81の指標を収集した、豊富なデータセットに基づいている。イノベーションの定義が拡大する中、従来のイノベーション評価指標以外の指標も含んでいる。GIIは、イノベーションを測定するためのアジェンダを形成し、経済政策立案の基礎となっており、毎年GIIの結果を体系的に分析し、パフォーマンス向上のための政策手段を開発する政府が増えている。

情報元：世界知的所有権機関

カンボジアが中国関連意匠に対する認可登録加速プロジェクトを開始

2022年8月18日、中国国家知識産権局はカンボジアの中国関連意匠に対する認可登録加速プロジェクトの開始に関する公告(第497号)を発表した。カンボジア工業科学技術革新省は、中国国家知識産権局が下した意匠権付与の結果を認め、出願人の請求に基づき、カンボジアに提出された対応の意匠出願について、認可登録プロセスを加速する。

2022年6月9日、カンボジア国務大臣兼

工業科学技術革新省大臣のチョム・プラシットは、『カンボジア王国における中国国家知識産権局との意匠協力の枠組みにおける意匠認可登録の加速に係る規定及びプロセスに関する公告』に調印・公布し、カンボジアの中国関連意匠に対する認可プロジェクトを正式に開始した。カンボジア工業科学技術革新省に意匠出願を提出した出願人はカンボジア側の公告規定に基づき、中国国家知識産権局が行った審査結果を用いて、カンボジアで提出された意匠出願について早期認可登録を請求することができる。

情報元：中国国家知識産権局

弁理士登録人数が26,840人に

中国国家知識産権局(CNIPA)の統計によると、2021年の年末までに弁理士の資格を取得した人数は60,369人に達し、その中、弁理士登録は26,840人になっている。

2022年度弁理士資格試験の申し込みが8月12日に締め切られた。申込者55,478人の中、51,509人が受験資格認定の審査を通過した。合格率は一般的に10%前後である。

中国特許弁理士資格は中国特許弁理士資格試験を通じて取得することができる。年1回行われるこの試験はCNIPAが主催し、試験問題作成を担当する。全国的に試験問題が統一される試験科目は特許法知識、関連法律知識、特許代理実務に分けられる。受験者が3年以内に全科目の試験に合格した場合、CNIPAは審査後、弁理士資格証書

を発行する。特許事務所で業務を行う弁理士に対し、CNIPは弁理士登録証明書を発行する。

情報元：中国国家知識産権局

北京知識産権法院が『コンピュータソフトウェア著作権民事案件における当事者挙証マニュアル』を作成

当事者がより良い訴訟を行い、立証を完了できるよう指導するために、北京知識産権法院は、コンピュータソフトウェア著作権民事事件の特徴を踏まえ、中国語版と英語版の『コンピュータソフトウェア著作権民事案件における当事者挙証マニュアル』を作成した。

マニュアルは、コンピュータソフトウェア著作権民事事件には、コンピュータソフトウェア著作権の帰属紛争、コンピュータソフトウェア著作権侵害紛争及びコンピュータソフトウェア契約紛争の3種類の事由及びコンピュータソフトウェア著作権民事事件手続事項の4つの方面が含まれており、15条に分けて、各状況をどのように立証すべきかについて詳細に列挙した。

詳細については、

<http://bjzcfy.bjcourt.gov.cn/article/detail/2022/08/id/6881734.shtml>を参照してください。

情報元：北京知識産権法院

特許侵害訴訟における否定的な特許権評価報告書の影響

弁護士・特許弁理士 郭春曦

2000年の中国『特許法』第2回改正時に「実用新案特許検索報告制度」が追加されて以来、現在の「特許権評価報告制度」が予備審査制の特許タイプの補充として、次第に中国『特許法』に導入され、形成されるようになってきている。その審査の対象及び範囲は、最初の実用新案特許のみから2008年『特許法』第3回改正を経て実用新案及び意匠に拡大され、実用新案の新規性と進歩性のみの判断から、特許権の無効審判請求の理由とすることができるほぼすべてのものに拡大されている。2021年6月1日から『特許法』第4回改正が正式に発効したことに伴い、特許権評価報告を請求できる主体は、検索報告の当初の「特許権者のみ」、第3回改正時に追加された「利害関係者」から、「被疑侵害者」にも拡大された。そして、2020年11月に公布された「特許法実施細則改正建議（意見募集稿）」は、報告請求の主体を「いかなる単位又は個人」にまで拡大しようとしている。以上のことから分かるように、特許権評価報告制度は近年、立法の面で整備改善が進み、我が国の特許制度における重要な制度設計となってきている。

2008年の『特許法』第3回改正時から、いかなる機構又は個人は許可を経て特許権評価報告を閲覧、複製できているので、否定的な結論の特許権評価報告（すなわち、特許権評価報告が係争特許権の無効を招く事由を発見したこと）も社会公衆に公開するこ

とになる。第4回『特許法』改正及び『特許法実施細則』が将来的に特許権評価報告を請求する主体を完全に自由化する傾向に合わせて、特許権者は実用新案及び意匠特許に係る特許侵害訴訟において、否定的な結論の評価報告がもたらす影響を十分に認識すべきである。

本論文では、特許侵害訴訟における否定的な結論の特許権評価報告書の影響を論じるものであり、特定の事例において提案できるあらゆる選択肢についてアドバイスを提供するのではなく、関連する立法及び実践を紹介することを目的としている。

一. 特許権侵害訴訟を提起する際に特許権評価報告書を提出しなければならないか？

「実用新案特許検索報告制度」が実施された時期に、「特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定」（以下「特許司法解釈」という）第8条第1項は、「実用新案特許権に係る侵害訴訟を提起する原告は、提訴時に国务院特許行政部門が作成した検索報告書を提示しなければならない」と規定している。これで、実用新案特許権者が訴訟を提起する際に特許権検索報告書を同時に提出すべきであり、さもなければ立件条件に合致しないと受理しないという状況引き起こしていた。これについて、最高人民法院は、『検索報告書の発行が実用新案特許権侵害訴訟を提起する条件であるか否かに関する稟議への最高人民法院の回答』（[2001]民三函字第2号）において、「検索報告書は、実用新案特許権の有効性の初歩的証拠のみであり、検索報告の発行が原告が実用新案特許権

侵害訴訟を提起する条件であるわけではない。この司法解釈が「すべき」と言うのは、この制度を緩くして意味を失うことがないように、厳格に執行することを強調している。『民事訴訟法』第108条に規定される起訴条件に合致する案件については、人民法院はいずれも立件して受理しなければならない」と明らかにした。その後、2015年に『特許司法解釈』が改正された際に、ここでいう「べき」を「できる」に修正した。以上から分かるように、特許権評価報告書は実用新案又は意匠の特許権者が訴訟を提起する必要条件ではない。

二. 特許侵害訴訟における否定的結論の評価報告書の影響可能性

『特許審査指南』には、特許権評価報告は行政決定ではないので、特許権者又は利害関係者はこれについて行政不服審査及び行政訴訟を提起することができず、特定の条件に合致する場合にのみ訂正を請求することができる」と明確に指摘されている。明らかに、否定的結論の特許権評価報告書自体は特許の有効性を否定する効力を有していない。上記最高人民法院の解釈及び現行の特許司法解釈第66条における特許権評価報告書が特許権侵害紛争を審理、処理するための証拠となることについての記載を合わせてみると、特許権評価報告書は法院が、特許権侵害紛争事件を審理する際に、係争特許の安定性を判断するための参考となることが分かる。

特許権侵害訴訟において、係争特許の安定性は法院が事件を審理する出発点であり、争点の一つである。現行の特許司法解釈の規定に基づき、法院は事件審理の必要

に応じて原告に特許権評価報告書（又は検索報告）の提出を要求することができる。

原告が訴訟提起時に特許権評価報告書を申請していない場合は、法院は原告に特許権評価報告の提示を要求し、かつ、特許権評価報告を請求する時期を与えるために審理の中止を裁定することができる。もし原告が正当な理由なく特許権評価報告を提出しない場合には、法院は、①審理の中止を裁定し、被告が提出した無効審判宣告手続の審査結果を待つことができる、又は②合理的な期間内に被告が係争特許について無効宣告請求を提起しない場合、法院は訴えを棄却し、原告が不利な結果を負担すると裁定する可能性がある。

特許権評価報告が提出された場合、多くの事件において、評価報告の結論は主に、審理を中止するか否かについての法院の判断に影響する：

1. 原告が提示した報告書に特許権の無効を招く事由が発見されていない場合、特許司法解釈の規定に基づき、被告が答弁期間内に係争特許権の無効審判宣告を請求したとしても、法院は訴訟を中止しないことができる。
2. 原告が提出した報告書に特許権の無効を招く事由が発見された場合には、実務に法院は下記のいずれか一つの方法を採る。
 - (1) 被告が無効審判宣告を請求した場合、審理の中止を裁定し、無効審判宣告の審査結果を待つ。
 - (2) 被告が無効審判宣告を請求していない場合に、無効宣告前に特許権が依然として適法かつ有効であると認定し、審理を継続する。

(3) 少数の事件において、法院は報告書で示された無効事由を参考にして、係争特許に特許権付与の条件がないと認定し、原告の訴訟請求を棄却する。

三.まとめ

以上のように、中国の特許権評価報告制度の整備に伴い、特許権評価報告は特許侵害訴訟において重要な参考としての役割を果たすことになる。権利者の立場からいえば、特許権評価報告書は特許の法的状態が安定しているか否かを事前に把握する役割がある。否定的な結論の評価報告が特許権者の権利保護の見通しに影響を与え、特に事件の審理周期に影響する訴訟を中止するか否かの問題にかかわっている。同時に、法院が要求したときに報告書の提出を拒否することは、訴訟の却下という重大な不利益をもたらす可能性がある。前記のことを考慮して、権利者は可能な限り訴訟を提起する前に関連特許の安定性について慎重に評価しなければならない。特に被疑侵害製品に対して複数の特許権を有する場合には、可能な限り安定性が比較的強い特許を選択して関連訴訟を提起するのに用いなければならない。また、特許権評価報告書の提出は特許権侵害訴訟を提起する必要条件ではないので、権利者は訴訟を提起する際に特許権評価報告書を発行しないことも選択できるが、存在する可能性のある次の3つの状況を比較評価する必要がある：①訴訟において被告が無効宣告請求を提起しておらず、十分な証拠により係争特許が不安定であることを証明できる場合には、法院は原告に評価報告書の発行を要求しない可能性もある。②法院が自発的審査を経て、係争特許の安定性は特許権評価報告による証明が必要であると判断して、権利者に

評価報告の提出を要求する可能性がある。

③被告が答弁期限内に無効宣告請求を提出した場合、又は係争特許の法的状態が不安定であることを証明する証拠がある場合、法院はこれに応じて原告に評価報告の提出を要求する可能性もある。

著者プロフィール

郭春曦氏は2010年に北京航空航天大学自動化専攻で工学学士号を、2012年に中国人民大学知的財産権法専攻で法学学士号を、2014年に米ジョン・マーシャルロースクール(The John Marshall Law School)で法学修士号をそれぞれ取得した。2014年に当社に入社し、知的財産権に関わる法律コンサルティング、税関での保護、不正競争防止、海賊版及び模倣品の差止め、コンピュータ及び作品の著作権登録、ドメイン名登録及び紛争解決並びにコンピュータ分野の特許出願及びコンサルティング等に従事している。

中国商標審査において抜け駆け出願に関する判断

一. 事例

(株式会社池田模範堂(以下、池田模範堂)は、虫刺され防止などの分野で高い評価と影響力を有する日本の有名な製薬メーカーです。1994年、池田模範堂は「ムヒ」という日本語の仮名を商標登録し、広範囲に使用していた。「ムヒ」は漢字の「無比」に対応する。1986年以来、池田模範堂は中国において700件近い商標を登録出願してきた。池田模範堂の製品は中国市場でも人気があり、日本で商標「ムヒ」「ムヒベビー」を付して販売されている製品も多く中国に進出し、ECプラットフォームや実店舗で販売されている。

池田模範堂は、中国を含む中国語圏で製品のプロモーションや販売を行うために、商標「ムヒ」を付した液体製品を特別に「無比滴」と名付け、2010年から中国で商標「ムヒ」に対応するローマ字の「MUHI」と漢字の「無比滴」を登録出願してきたが、日本語の仮名である商標「ムヒ」を登録していなかったため、下記の案件でトラブルに巻き込まれた。

株式会社広州模範堂(以下、「広州模範堂」)は、2016年に第5類「人体用医薬品、医療用軟膏、水、薬用酒、凍傷用軟膏、鎮痒水」等の商品を指定して「ムヒ」について商標権第13722463号を取得した。第13722463号(以下、「係争商標」という)。池田模範堂は、広州模範堂の係争商標を発見し、豊富な証拠を提供し無効審判を請求して、審判に成功した。

二. 無効審判の決定

上記無効審判において、中国商標審査官

は、下記の理由に基づいて、本件商標が商標法第32条に規定する「他人が既に使用し一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け出願登録」に該当すると認定した。

1. 池田模範堂は、中国サプライヤーサイト、NetEaseなどのウェブサイト、「日本薬ベストセラー図鑑」などの大量の証拠を提出して、池田模範堂が係争商標の登録出願前に、蚊避け、かゆみ止め機能のある水薬に既に商標「ムヒ」、「ムヒベビー」を使用しており、一定の知名度を持っていたことを示した。争点となった商標は、蚊取り線香や痒み止めの機能を持つ商品に使用されており、既に周知であった。

2. 係争商標は、池田模範堂の先行商標「ムヒ」「ムヒベビー」と類似し、前者が指定したヒト用医薬品、かゆみ止め液等の商品と池田模範堂の「ムヒ」、「ムヒベビー」商標で実際に使用されている蚊よけ液、かゆみ止め液等の商品とが機能、用途、販売ルート等の面で類似しているか、又は密接な関連がある。

3. 実際の使用における係争商標のパッケージは、池田模範堂の商品と基本的に同じであり、広州模範堂も販売において「日本無比滴」、「国内ライセンス版」、「輸入した本物」、「池田模範堂」などの言葉を使って宣伝を行っていた。

4. 係争商標の登録及び使用は、関連する公衆に、係争商標の登録商品が池田模範堂に由来し又は池田模範堂と特定の関係を有すると信じさせるおそれがあり、これにより混同が生じ、池田模範堂の利益を損なう可能性があり、更に池田模範堂が有するべき商標「ムヒ」、「ムヒベビー」についての商業的利

益、関連公衆の利益を損なって、公平な競争の市場経済秩序を維持するのに不利である。

三. 決定の法的根拠

2021年に中国国家知識産権局が公布・施行した『商標審査審理指南』の規定によると、係争商標出願人が他人が先に使用していた未登録商標の存在を知りながら、又は知るべきであったにもかかわらず、抜け駆け出願登録した場合には、「不正な手段」を採用したと判定し、審査の実務において関連する証拠に基づき、次の要素から考慮して判断する：

1. 係争商標の出願人が先使用者と取引若しくは協力関係にあったか否か、又は上述関係の成立について接触及び協議を行ったことがあるか否か
2. 係争商標の出願人が先行商標の使用と同じ地域にあり、又は地縁的に近接しているか、又は同業界の競争者に属しているか
3. 係争商標の出願人が先使用者とその他の紛争を起こしたことがあって、先使用者の商標を知っているか否か
4. 係争商標の出願人と先使用者との間で人員の交差雇用があったか否か
5. 係争商標の出願人が先行商標の使用と親族等の関連関係を有するか否か
6. 係争商標の出願人が、先使用者が一定の影響力を有する商標の声望と影響力を利用して誤認を招く宣伝を行い、又は先使用者にそれとの貿易協力を強要し、又は先使用者又は他人に高額の譲渡料、ライセンス使用料又は権利侵害賠償金を要求する等の行為をしていないか
7. 先使用者の商標が比較的強い顕著性又は高い知名度を有し、係争商標がそれと同一又は高度に類似していること

四. ヒント

上記の事例が日本企業に示唆することは3つある：

一つは、一般の中国の公衆は日本語の仮名を読むことができないから、日本企業は中国でその日本語仮名商標を登録する必要がないように見えるが、当該仮名商標、特に一定の影響力を有する仮名商標が、他人に抜け駆け出願され、誤認宣伝されて、その利益が損なわれるおそれがあることを防止するために、日本企業は、上記案件におけるローマ字及び/又は日本語漢字の商標を中国で登録すると同時に、その日本語仮名商標の登録を併せて出願しなければならない。

第二に、中国商標局が2007年に公布した『商標図形要素国際分類』の規定に基づき、中国の商標審査官は通常、日本語の仮名を文字商標ではなく図形とみなして審査を行う。言い換えれば、上述の案件のように広州模範堂が第5類の同一又は類似の商品で出願した「ムヒ」商標を審査する際に、中国の商標審査官は、池田模範堂の先行のローマ字「MUHI」及び漢字「無比滴」の商標が広州模範堂の日本語仮名の「ムヒ」商標と同一又は類似しているとは認めず、前者を引用して後者を拒絶してはいなかった。よって、このような日本語仮名の商標は登録され、日本企業に損失及びリスクをもたらす可能性が高い。

第三に、日本企業が保有し、既に中国で使用されており、かつ影響力のある日本語仮名商標が、他人に同一又は類似の商品又は役務において抜け駆け出願された場合、日本企業は、可能な限り上述した判断考慮要素に該当する証拠を提供することで、抜け駆け出願者の「不正な手段」を立証して、その不正

為を制止すべきである。異議申立手続きを通じて、抜け駆け出願人の商標が登録されることを阻止し、又は抜け駆け出願人が登録した商標の無効審判を請求することにより、中国市場でその日本語仮名商標を使用し、日本語仮名商標を付した製品を販売する経営活動が抜け駆け出願人に邪魔又は妨害されることを回避し、抜け駆け出願人に返って商標侵害を提訴されるなどの法的リスクも防止することができる。

中国が『ハーグ協定』に加入した後、どのような特別な規定があるのか

『ハーグ協定』の中国における発効に伴い、『中国特許法実施細則』、『特許審査指南』は現在改正作業が行われている。このため、中国国家知識産権局は、改正後の『特許法実施細則』及び『特許審査指南』の発効前の移行期間における業務処理規則を明確にするために、「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」を制定した。この『暫定的方法』は2022年5月5日より施行され、主に次の5つの内容を含む：

一. 出願人は、世界知的所有権機関国際事務局（以下、「国際事務局」という）に直接、国際意匠登録出願をすることができ、また、中国国家知識産権局を通じて英語にて紙又は電子形式の国際意匠登録出願を提出することもできる。『ハーグ協定』に規定される関係手数料については、出願人が国際事務局に直接納付する。

二. 出願人が優先権を主張する場合であって、国際意匠出願時に先の出願に係る書類の副本を提出していなかったときは、当該出願の国際公開日から3ヶ月以内に、先の出願に係る書類の副本を中国国家知識産権局に提出しなければならない。先の出願に係る書類の副本に記載された出願人が、後に出願の出願人と一致しない場合、出願人は出願の国際公開日から3ヶ月以内に、関連する証明書類を中国国家知識産権局に提出しなければならない。

出願人が優先権を主張する場合、当該

出願の国際公開日から3ヶ月以内に優先権主張に係る費用を中国国家知識産権局に納付しなければならない。上記国際公表日が改正後の『特許法実施細則』の施行日前（当日を含む）である場合は、改正後の『特許法実施細則』の施行日から3ヶ月以内に優先権主張に係る費用を納付しなければならない。

三. ハーグ協定と中国『特許法』とにおいて、意匠出願の単一性要件に関する規定は異なり、中国を指定する国際意匠出願は、中国『特許法』の単一性要件を満たさなければならない。中国『特許法』の単一性要件を満たさない出願について、出願人は、当該出願の国際公開日から2か月以内に、中国国家知識産権局に分割出願を提出することができる。当該分割出願は通常の国内出願と見なされ、非ハーグルート在意匠の国内分割出願の処理規則に準じる。

四. 国際意匠出願の出願人又は専利権者が権利の変更を請求する場合には、国際事務局に関連手続を提出するだけでなく、中国国家知識産権局にも証明書類を提出しなければならない。証明書類が十分ではない場合、中国国家知識産権局は、当該権利変更が中国において有効になっていないことを国際事務局に通報する。

五. 出願人は、国際意匠出願に中国『特許法』に規定された新規性喪失の例外を適用したい場合、国際出願を提出する際に声明し、国際出願用紙に反映し、かつ当該出願の国際公開日から2ヶ月以内に中国国家知識産権局に関連証明書類を提出しなければならない。

アリババがパナウエルを特許代理機構に選定

アリババ・グループ・ホールディング有限公司は数ヶ月余りの数回もの評価を経て、ついに当社をその特許代理機関に選定し、正式に当社に特許出願の代理を依頼し始めた。

よく知られているように、アリババは1999年に中国杭州で設立され、目標の一つとして102年間の存続を目指している優良企業である。アリババのビジョンは、顧客がアリババで出会い、働き、暮らしていくようにすることだ。2036年度までに、世界中の20億人の消費者にサービスを提供し、1000万社の中小企業の利益創出と1億人の雇用創出を支援するよう日々邁進している。

自社のビジョンを実行するためにたゆまず努力しているなか、知らずのうちに、アリババはますます人々の生活の中に入ってきた。、タオバオ、天猫（ティエンマオ）、盒馬鮮生、阿里健康（アリヘルス）からAliExpress、Lazada、YOUKU、靈犀互娛（Lingxi Games）、Quarkまでがその例であり、アリババの三大戦略として消費、クラウドコンピューティング、グローバル化が挙げられる。

アリババは設立以来現在までに、中国で合計22,665件の発明特許、291件の実用新案特許及び2,027件の意匠特許を出願し、6,899件の発明を権利化した。出願されたPCT国際出願は3,114件もある。その出願は主に国際特許分類番号G（物理）及びH（電気）類に集中している。

当社はアリババに知的財産権サービスを提供できることを大変光栄に思っており、最善のプロフェッショナルサービスを提供して、アリババと共に成長していくことに全力を尽くす所存である。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒
訳審：王珍々、張玉静
趙亜芝、金丹
レイアウト：董 顺々